

ご遺族のための

おくやみハンドブック

～必要なお手続きのご案内～

山口市

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご家族が亡くなられた際には、市役所をはじめとして

様々な手続きが必要となり、手続きにかかる時間やご負担も
大きなものとなります。

このおくやみハンドブックが、

今後の様々なお手続きのお役に立てることを願っております。

MEMO

<ご遺族の手続きの流れ>

2ページ

死亡

病院等

死亡診断書の受領

医師からの証明が記載されています。
左側が死亡届の記入用紙になっています。

葬儀会社等

火葬の予約

葬儀会社を利用する場合、葬儀日程の決定後、
葬儀会社が火葬場の予約を行います。

市役所窓口

死亡届に関する手続き

死亡届の提出

窓口に持参するのは、ご親族や
葬儀関係者の方でもかまいません。

火葬許可の申請、火葬許可証 及び斎場利用許可書の受領

- 申請書を提出し、火葬許可証及び斎場利用許可書を受領します。
(申請書用紙は窓口でお渡しします。)

火葬場

ご予約した火葬場で、火葬となります

<必要なもの> 火葬許可証及び斎場利用許可書
※火葬許可証は火葬後にご遺族に返却いたします。
納骨の際に必要となりますので、大切に保管してください。

手続き 準備

今後の手続きについて
ご遺族でご相談され
ご準備ください。

ページ
3

死亡に関する各種手続き(給付の申請や名義変更など)

市役所

火葬後、落ち着いたら、市役所窓口へ。
市役所関係の各種手続きの届出、申請を行ってください。

- 必要な手続きや持ち物は、このハンドブックの内側ページであらかじめご確認ください。
- 手続きできる方(相続人等)以外の方が代理人として市役所窓口で手続きしたい場合には、「委任状」が必要となります。
- 市役所以外での手続きに必要な証明書(戸籍謄本など)も取得できます。

ページ
4~9

市役所以外での手続き (銀行、電気、ガス、法務局など)

亡くなった方の状況に応じて様々な手続きが必要となります。
代表的なものについて、このハンドブックでもご案内しています。

(これらは一例です) 遺産分割協議 相続・相続放棄・限定承認
銀行口座 不動産登記 各種名義変更

ページ
11~16

手続きの際にお持ちいただくもの(共通的なもの)

市役所での手続きにおいて、多くの方に必要となるものをまとめています。

ご遺族のもの

- 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」
- 受取口座番号がわかるもの（預金通帳やキャッシュカードの写しなど）
- 年金、税、保険手続きの場合、手続きできる方（4ページ以降参照）のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、住所・氏名に変更のない通知カード、住民票）
- 埋火葬許可証（山口市営墓地に納骨する日が決まっている方）
- 喪主であることが確認できる書類（後期高齢者医療に該当する方のみ）
- 代理の方が手続きされる場合は「委任状」（18ページに掲載）

◆ 該当する方のみ

- 法定相続人ではない方が遺言書によって相続人となる場合は、公正証書遺言、検認済みの遺言書をお持ちください。

亡くなつた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの
- 亡くなつた方が市役所から交付を受けていたもの（お手元にあるもののみでかまいません）
 - 国民健康保険証または資格確認書
 - 介護保険証
 - 後期高齢者医療保険証または資格確認書
 - 福祉医療費受給者証
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 など

そのほかの持ち物は、手続きごとに異なります。

必要な手続きと持ち物は

チェックリスト 4ページ～9ページでご確認ください。



受付窓口について

- ・受付窓口については、チェックリスト4ページ～9ページでご確認ください。
- ・死亡に関連する各種手続きは、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所でも可能です。
- ・総合支所・地域交流センターでも主な手続きは可能ですが、一部、取扱いしていない手続きがあります。
- ・総合支所・地域交流センターで手続きされる方は、チェックリストの「受付窓口」欄で、総合支所・地域交流センターで手続きが可能かご確認ください。

市役所での手続き チェックリスト

4ページ

亡くなった方の、戸籍証明や住民票の請求、マイナンバーカード

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
証明書							
亡くなった方の住民票（除票）がほしい	除票の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の住民票（除票）を手続きに使用する方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。 				
亡くなった方の戸籍証明がほしい	戸籍証明の交付請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方 亡くなった方の直系親族、配偶者 亡なくなった方の戸籍を手続きに使用する方 上記の代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。 			戸籍住民課 総合支所 地域交流センター	
亡くなった方が印鑑登録をしていた	印鑑登録の廃止	※自動的に登録廃止になります	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証（カード）は処分してください。 				
亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納手続き ※返納の義務はありません	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族の方など 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方のマイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> ※マイナンバーカードを返納する必要はありません。死亡に伴う手続きで、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合があるため、しばらくお持ちいただくことをお勧めします。 		戸籍住民課 総合支所	

市役所での手続き チェックリスト

5ページ

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済	
保険年金	国民健康保険に加入していた	国民健康保険の脱退手続き・資格確認書等の返却	・世帯主 ・(世帯主が亡くなった場合)相続人 ・上記の代理人	・資格確認書または国民健康保険証 ・(お持ちだった場合)各種認定証	亡くなつてから14日以内 ※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください。	保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額医療費などの支給申請		・医療を受けた方の領収書 ・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの ・(世帯主が亡くなった場合)相続書	診療を受けた月の翌月1日から2年			
	→葬祭を行つた場合	葬祭費の支給申請 ※葬祭を行つた方(喪主)に5万円を支給します。	・葬祭を行つた方(喪主) ・上記の代理人	・喪主の口座番号がわかるもの	葬祭を行つた日から2年以内			
	75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	保険証等の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	・後期高齢者医療保険証または資格確認書 (お持ちだった場合)各種認定書	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください。			
	→葬祭を行つた場合	葬祭費の支給申請 ※葬祭を行つた方(喪主)に5万円を支給します。	・葬祭を行つた方(喪主) ・上記の代理人	・喪主であることが確認できる書類 (会葬礼状、葬祭費用の請求書・領収書等(喪主氏名の要記載)) ・喪主の口座番号がわかるもの	葬祭を行つた日から2年以内			
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費の支給申請 ※申請により、相続人に支給します	・相続人 ・上記の代理人 ※対象になる方のご遺族には、山口県後期高齢者医療広域連合から案内があります。	・相続人の口座番号がわかるもの ・相続人であることが確認できる書類 (戸籍謄本、公正証書遺言もしくは検認済の遺言書(いずれも写し可))	申請のご案内が届いてから2年以内			
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。詳しくは加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。					健康保険の加入先で手続きしてください	
	国民年金に加入していた	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動的に資格は喪失します					
	年金を受給していた	年金支給の停止 未支給年金の請求 ※厚生年金または共済年金を受給していた方は、年金事務所または各共済組合でのお手続きとなる場合があります。	・亡くなつた方と生計が同一だった3親等内の親族の方	年金証書、年金請求者の預金通帳など	未支給年金は、年金支給日の翌月初日から5年以内	保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	→国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた		<p>※ 受付窓口でご相談ください ※ お手続きは全国の年金事務所、各共済組合でも可能です。</p>					
	→農業者年金を受給・加入していた	未支給年金等の請求または死亡届	・ご遺族の方	※受付窓口でご相談ください。	速やかに行ってください	農協または農業委員会事務局		

市役所での手続き チェックリスト

6 ページ

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
---------------------------	-----	---------	-------	-------	----	------	-----

介護 高齢

介護保険証の返却(65歳以上の方)	・保険証の返却 ・送付先の変更	・ご遺族の方など	・介護保険証 ・負担割合証、限度額認定証 (お持ちの方)	速やかに行ってください			
要介護認定を受けている方で高額介護サービス費の支給がある場合	高額介護サービス費の支給申請 ※相続人に支給します	・ご遺族の方など	・相続人の口座番号がわかるもの ・死亡者と相続人が同一世帯でない場合続柄のわかる戸籍(写し)	支給の原因事実発生日から2年以内		介護保険課 総合支所 地域交流センター	
要介護認定申請中の方	取り下げの手続き	・要介護認定の申請を行った方		速やかに行ってください		介護保険課 総合支所 地域交流センター	
敬老福祉優待バス乗車証を持っていた	バス乗車証の返却	・ご遺族の方など	・バス乗車証	速やかに行ってください		高齢福祉課 総合支所 地域交流センター	

障がい

重度心身障害者医療費助成を受給していた	受給者資格の喪失届	・ご遺族の方など	・福祉医療費受給者証	速やかに行ってください		保険年金課 総合支所 地域交流センター	
障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	・ご遺族の方など	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※精神障害者保健福祉手帳に関する手続きは地域交流センターでは受け付けていません。	速やかに行ってください ※確定申告等で手帳の情報を使用する場合は、返還前に写しをとるなどして情報を保管してください。 ※手帳ケースにストラップがついていたり、手帳以外の私物が挟まっている場合は返還前に取り除いてください。		保険年金課 総合支所 地域交流センター	
→障がいに関する手当を受けていた	受給資格の喪失届		※受付窓口でご相談ください			保険年金課 総合支所 地域交流センター	
障がい福祉優待バス乗車証を持っていた	バス乗車証の返却	・ご遺族の方など	・バス乗車証			障がい福祉課 総合支所 地域交流センター	
やまぐち障害者等専用駐車場利用証を持つていた	利用証の返却	・ご遺族の方など	・やまぐち障害者等専用駐車場利用証	速やかに行ってください		障がい福祉課 総合支所 地域交流センター	
自立支援医療受給者証を持っていた	受給者証の返還	・ご遺族の方など	・自立支援医療受給者証			障がい福祉課 総合支所 地域交流センター	
山口県心身障害者扶養共済制度に加入(受給)していた	死亡届等の提出	・ご遺族の方など	・手続きされる方の口座番号がわかるものなど			障がい福祉課 総合支所 地域交流センター	

市役所での手続き チェックリスト

7ページ

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなったがあてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
--------------------------	-----	---------	-------	-------	----	------	-----

こども	児童手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	亡くなつてから15日以内	こども未来課 総合支所 地域交流センター		
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童手当を受給している方 ・上記の代理人			代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	
	児童扶養手当(ひとり親の手当)を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります。	こども未来課 総合支所	・児童扶養手当証書 (お手元にある場合)	
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童扶養手当を受給している方			・児童扶養手当証書	
	特別児童扶養手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります。	保険年金課 総合支所 地域交流センター		
	→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・特別児童扶養手当を受給している方 ・上記の代理人			・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	
	乳幼児、こども医療の医療費助成を受給していた	受給者資格の喪失届	・保護者の方	・福祉医療費受給者証			
	ひとり親家庭医療の医療費助成を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	・福祉医療費受給者証	速やかに行ってください	保険年金課 総合支所	
	→お子さんが亡くなった						
	保育園・認定こども園・へき地保育所に通っていた	退園等の手続き	※各施設にご相談ください			通っていた園	
	放課後児童クラブに通っていた	退会の手続き	・保護者の方			通っていた児童クラブ	
	学校に通っていた	退学等の手続き				通っていた学校	

市役所での手続き チェックリスト

8ページ

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
税・料金	山口市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	固定資産の現所有者の届出	・現所有者 (相続人、遺言の受遺者等)		亡くなつてから3ヶ月以内		
	→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	・共有者代表者の相続人等 ・共有者	※受付窓口でご相談ください		資産税課	
	山口市に未登記家屋を所有していた	未登記家屋所有者変更申出書	・相続人等			資産税課	
	→農地を相続する	農地の所有者届出	・農地を相続した方		権利取得を知った日から10ヶ月以内	農業委員会事務局	
	→森林を相続する	森林の土地の所有者届出	・森林を相続した方 ・上記の代理人	・登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 ・土地の位置を示す地図	亡くなつてから90日以内	農林整備課 総合支所	
	原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	廃車または名義変更	・相続人 ・上記の代理人	※受付窓口でご相談ください	当該年度の翌4月1日	市民税課 総合支所	
	税・料などを口座振替で山口市に納めていた	口座振替の廃止・変更	・ご遺族の方など	・預金通帳、通帳の届出印		収納課	
	山口市に納める税・料などに未納がある	納付相談	・ご遺族の方など	※受付窓口でご相談ください		総合支所	
	上下水道の使用をやめる場合	閉栓の届出	・ご遺族の方など	お電話で手続きできます		上下水道 料金センター ☎083-933-6664	
	上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更					

その他	犬を飼っていた	飼い主の変更手続き	・新たな飼い主 ・上記の代理人		亡くなつてから30日以内	環境衛生課 総合支所	
	パスポートを持っていた	パスポートの返納	・親族等	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください	戸籍住民課	
	市営住宅に入居していた	退去または入居承継手続き(名義変更)	・同居人 ・親族等	・死亡を証する書面 ※受付窓口でご相談ください	亡くなつてから30日以内	建築課 総合支所	
	市営墓地の利用者である	承継の手続き	・親族等	・墓地利用許可証 等 ※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください	生活安全課 ※岡山共葬墓地は阿知須総合支所 総合サービス課	
	→市営墓地に納骨を希望する	納骨の手続き	・利用者	・埋火葬許可証 等 ※受付窓口でご相談ください	納骨日が決まり次第		
	市営阿知須合同納骨塔の利用者である	承継の手続き	・親族等		速やかに行ってください	阿知須総合支所 総合サービス課	
	浄化槽を使用されている	管理者変更の手続き	・親族等	※受付窓口でご相談ください	亡くなつてから30日以内	上下水道局 業務課 各管理運営組合	
	集落排水施設を使用されている	名義変更や閉栓の手続き	・同居人 ・親族等		速やかに行ってください		

市役所での手続き チェックリスト

9ページ

遺されたご家族に関する届出・申請

	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
住所	亡くなった方があてはまるものについてご確認ください 世帯主が亡くなり、残る世帯員が二人以上の場合	手続き 世帯主変更届出	・残った世帯の方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	世帯主が変わってから14日以内	戸籍住民課 総合支所 地域交流センター	
保険年金	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方 受けられる年金給付がないか、確認とご相談	国民健康保険の加入(74歳まで) 国民年金の加入(20歳～59歳までの配偶者) 新しい資格確認書の交付	・世帯主 ・扶養から外れる方 ・上記の代理人 ・新しい世帯主 ・世帯主が変わる方 ・上記の代理人 ・遺族基礎年金(子のある妻または子) ・国民年金寡婦年金(65歳未満の妻) ・国民年金死亡一時金 ・遺族厚生年金	・加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 ・変更前の国民健康保険証(兼高齢受給者証)または資格確認書 ※受付窓口でご相談ください ※お手続きは全国の年金事務所、各共済組合でも可能です。	資格喪失日より14日以内	保険年金課 総合支所 地域交流センター	
こども	お子さんが医療費の助成を受けていて保護者が亡くなった方 18歳以下のお子さんがいる方 放課後児童クラブへの入所を希望する方 保育園・認定こども園・へき地保育所に入園を希望する方 小・中学校に通うお子さんがいて、経済的に就学に対する援助が必要な方	・乳幼児、こども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・重度心身障害者医療費助成 児童手当の申請 児童扶養手当の申請 利用申込の手続き 利用申込の手続き 就学援助の相談・申請	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、受付窓口でご相談ください。 ※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください	死亡日の翌日から15日以内 支給対象児童を監護するようになってから、可能な限り速やかに(申請月の翌月分から対象となります) 利用希望月の前月の15日迄(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日迄) ※受付窓口でご相談ください	保険年金課 総合支所 地域交流センター こども未来課 総合支所 保育幼稚園課 学校教育課		

MEMO

亡くなった方の状況に応じて、市役所以外でも様々な手続きが必要となります。必要な手続きは、ご自身でご確認ください。

必要な証明書を市役所で取る

- ・亡くなった方の状況や手続きされる方によって必要となる書類が異なります。
- ・必要となる書類は、各々の手続き先に確認することをお勧めいたします。

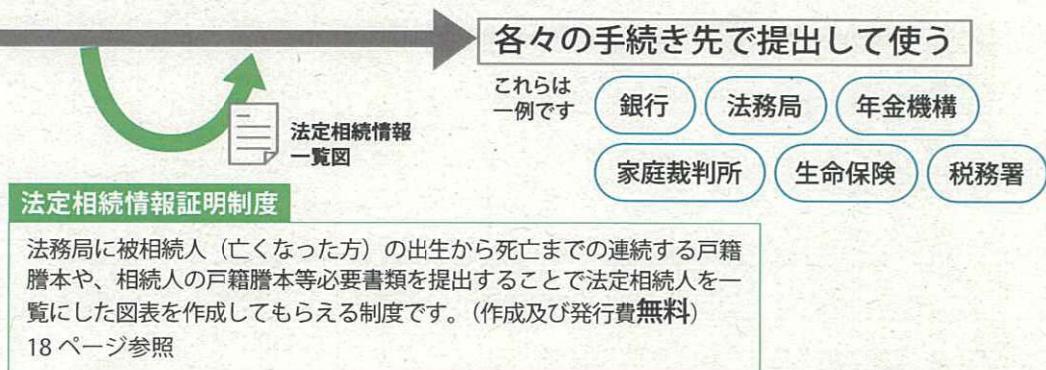
市役所で取れる証明書

住民票

戸籍証明書（戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本など）

所得・課税証明書

印鑑登録証明書 など



法定相続情報証明制度

法務局に被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの連続する戸籍謄本や、相続人の戸籍謄本等必要書類を提出することで法定相続人を一覧にした図表を作成してもらえる制度です。（作成及び発行費無料）

18 ページ参照

戸籍をとる前に

相続の手続きでは、亡したことや相続人が誰かを確認するため、戸籍の提出を求められることが一般的です。

戸籍を請求する際は、以下について事前にご確認のうえ、ご請求いただけするとスムーズな手続きが可能です。

1. 戸籍を取れる人は誰か

戸籍を取ることができるのは、以下の方です。それ以外の方が代わりに取る場合は、以下の方からの委任状をお持ちください。（委任状の作成は、この手続きガイドの24ページのひな形用紙をお使いください。）

- ①その戸籍に載っている方
- ②戸籍に載っている方の配偶者
- ③戸籍に載っている方の直系親族（親、子、孫等）
- ④戸籍を使って手続きをしなければならない方（未支給年金の請求者、預金を相続する人等）

2. どこで戸籍をとれるか

- ・①、②、③の方は全国の市区町村役場で必要な戸籍証明書（謄本のみ）が取得可能です。（戸籍の「広域交付」といいます。転籍等で本籍地が複数自治体になる時は、時間を要する場合があります。）
 - ・代理人の場合や④の方は広域交付を利用できません。本籍地を確認して本籍地で戸籍証明書を取得してください。（本籍地は死亡届のコピーや火葬許可証に記載されています。本籍地へ郵送により戸籍証明書を請求することも可能です。）
- ※自分の戸籍は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにて取得することもできます。
(カード所有者または同一戸籍の方の戸籍謄抄本に限ります。コンビニ交付が利用できるかについては本籍地にお問い合わせください。)

3. どのような戸籍が必要か

戸籍には、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」など様々な名称があります。また、それぞれの戸籍に載っている内容も人によって異なります。

手続きの必要書類を確認する際は、戸籍の名称ではなくどのような内容が載った戸籍が必要か確認することをお勧めします。

（例）「亡くなった方の出生から死亡までの戸籍が必要」「亡くなったことが載っている戸籍謄本等が必要」等

戸籍の見かた

出生した当時の戸籍が必要な場合、1つずつ順番にさかのぼって戸籍を取る必要があります。

1つ前の戸籍があるかどうかは、下記のように**6つの語句**から判別ができます。([従前戸籍]・[入籍]・[転籍]・[改製]・[分家]・[家督相続])

戸籍の例

＜コンピュータ化された後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）＞

		(1の1) 全部事項証明
本籍 氏名	山口県山口市亀山町2番1号 市民 太郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成12年3月25日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に登録する 【改製】 同じ本籍で古い戸籍あり	月9日	
除籍	【母】市民母代 【続柄】二男	
身分事項 出 生	【出生日】昭和18年4月9日 【出生地】広島県佐伯郡上水内村 【届出日】昭和18年4月13日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】昭和40年2月15日 【配偶者氏名】町民花子	
死 亡	【死亡日】平成14年2月18日 【死亡時分】午後2時25分 【死亡地】山口県山口市 【届出日】平成14年2月18日 【届出人】親族 市民花子	
戸籍に登録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和19年3月3日 【父】町民父三郎 【母】町民ハハ江 【続柄】長女	
身分事項 出 生	【從前戸籍】 ここに書かれた本籍に この戸籍より前の戸籍あり	
婚 姻	【配偶者氏名】市民太郎 【從前戸籍】山口県山口市大字吉敷9000番地の2 町民父三郎	
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成14年2月18日	
	以下余白	

※分家の場合、「分家」の文言の前に書かれた本籍に分家前の戸籍がある
家督相続の場合、家督相続直後の戸籍と同じ本籍に家督相続前の戸籍がある

＜コンピュータ化される前の戸籍（平成改製原戸籍）＞

【戸籍を取得するときの種類や用語】

- ・戸籍謄本（こせきとうほん）：戸籍に記載されている方が全員載っているもの
 - ・戸籍抄本（こせきしょうほん）：戸籍に記載されている方のうち一部の方のみを載せたもの

【亡くなった場合には、除籍謄本？】

除籍謄本とは、婚姻や死亡等でその戸籍に残っている方が誰もいなくなった戸籍を言います。亡くなつた方の配偶者や未婚のお子さんがご健在の場合は、戸籍に残っている方がいるため、「除籍謄本」ではなく「戸籍謄本」に亡くなつた（除籍になつた）記載がされています。

【そのほか、よく出てくる用語】

- ・全部事項証明：コンピュータ化した戸籍のことを指しますが、一般的には戸籍謄本と呼ばれています。
 - ・改製原戸籍：コンピュータ化する前の戸籍など、戸籍の法律が新しくなる前の古い戸籍をいいます。

市役所以外での手続き チェックリスト

13 ページ

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
相続全般 亡くなった方の預貯金や不動産等の相続手続きがいくつも必要な場合	法定相続情報証明制度	以下のいずれかの法務局 ・亡くなった方の本籍地 ・亡なくなった方の住所地 ・不動産の所在地 ・相続人の住所地	山口地方法務局 電話:083-922-2295
相続の放棄をしたい	相続放棄の申述 ※相続を知ったから3か月以内に手続きが必要です。	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	山口家庭裁判所 電話:083-922-1330
法務局に遺言書を預けていた	・遺言書保管事実証明書の交付の請求 ・遺言書情報証明書の交付の請求 ・遺言書の閲覧の請求	最寄りの法務局	山口地方法務局 電話:083-922-2295
亡くなった方の自筆の遺言書がある	遺言書検認の申し立て	亡くなった方の住所地の家庭裁判所	山口家庭裁判所 電話:083-922-1330
公正証書の遺言があるはずだが見つからない	公正証書遺言の検索	最寄りの公証役場	山口公証役場 電話:083-925-0035
保険年金 会社の保険証を使用していた	保険証または資格確認書の返納	加入していた健康保険組合	山口県山口健康福祉センター 電話:083-934-2533
→葬祭を行った	埋葬料(埋葬費)又は葬祭費の支給申請		
→高額な医療費の支払いをしていた	高額療養費などの支給申請		
難病の医療費助成を受けていた	特定医療費(指定難病)受給者証等の返納	受給者証を発行している保健所	山口県山口健康福祉センター 電話:083-934-2533
生命保険に加入していた	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店	
損害保険に加入していた	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社又は代理店	
個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入していた	死亡一時金の請求手続き	亡くなった方が選択していた年金の運営管理機関	
年金を受給していた →共済年金のみを受給していた	未支給年金の請求または死亡届	加入していた共済組合など	
→企業年金を受給していた	受給者死亡による年金の支払い停止の連絡	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室)	企業年金連合会(年金相談室) 電話:0570-02-2666
戦没者の遺族に発行される記名国債を持っていた	国債の記名変更、償還金の受け取り	償還金支払い場所(国債の裏面に記載)	
恩給を受給していた	未支給金の請求、または過払い金の返還	総務省恩給相談窓口	恩給相談専用電話 電話:03-5273-1400

市役所以外での手続き チェックリスト

14 ページ

亡くなつた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
預貯金等			
郵便局の口座がある	口座凍結時の解除手続き	ゆうちょ銀行または、郵便局の貯金窓口	相続コールセンター ☎0120-312-279 相続Web案内サービス 
銀行の口座がある	口座凍結時の解除手続き	金融機関にご相談ください	
資産運用をしていた →NISA口座を持っていた	非課税口座開設者死亡届	口座を開設している金融機関	
→株式を持っていた	株式の相続手続き	取引先の証券会社	
→国債	国債の名義変更または中途換金	国債を購入した金融機関	
住宅ローンがある	死亡による債務弁済(保険金請求)手続き または債務の相続手続き	現在返済中の金融機関 (ローンの申し込みをした金融機関)	
税・料金			
土地・家屋などの固定資産を所有していた	土地・家屋等移転登記	不動産がある区域を管轄する法務局	山口地方法務局 電話:083-922-2295
軽四輪を所有していた	名義変更または廃車手続き	使用の本拠地を所管する軽自動車検査協会	軽自動車検査協会山口事務所 電話:050-3816-3085
二輪(125cc超のバイク)を所有していた	名義変更または廃車手続き	使用の本拠地を所管する運輸支局	中国運輸局山口運輸支局 電話:050-5540-2073
普通自動車を所有していた	名義変更または廃車手続き		
亡くなつた方からの相続で財産を取得し 相続税かかる	相続税の申告	亡くなつた方の住所地を管轄する税務署	山口税務署 電話:083-922-1340
自営業などで確定申告をしていた人が 亡くなつた	所得税の準確定申告		

市役所以外での手続き チェックリスト

15 ページ

亡くなつた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
生活 固定電話を使用していた	契約承継や名義変更、解約の手続き	NTTや各契約会社	NTT西日本 電話:116(局番なし) 
携帯電話を使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
インターネットを使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
テレビを持っていた (NHK受信料を支払っていた)	名義変更や解約の手続き	NHK(日本放送協会)	※名義変更は 以下でも手続き可能 NHK 電話:0120-15-1515 
ケーブルテレビ	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
電気の契約をしていた	名義変更や解約の手続き	中国電力(株)等、ご契約していた電力会社	山口統括セールスセンター 電話:0120-612-530
ガスを使用していた	名義変更や解約の手続き	各契約会社	
クレジットカードを持っていた	解約の手続き	各契約会社	
運転免許証を持っていた	免許証の返納手続き(義務はありません)	警察署	
在留カード または特別永住者証明書を持っていた	在留カードまたは特別永住者証明書の返納	(持参して返納する場合) 住所地を管轄する地方出入国在留管理官署 (郵送で返納する場合) 東京出入国在留管理局おだいば分室	周南出張所 電話:0834-21-1329 下関出張所 電話:083-261-1211 ※詳細は以下で 確認してください 
SNSのアカウントを持っていた	アカウントの閉鎖、削除 または追悼アカウントへの移行	各SNS運営会社	

市役所以外での手続き チェックリスト

16 ページ

相続に関する専門家に手続きを依頼したい

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続き先	最寄りの連絡先
---------------------------	-----	------	---------

専門家

遺産相続に関する相談・トラブルの解決	弁護士に依頼する	依頼したい弁護士事務所	日本弁護士連合会 弁護士検索 
土地の登記関係	司法書士に依頼する	依頼したい司法書士事務所	日本司法書士連合会 司法書士検索 
遺産分割協議書等の書類作成業務	行政書士に依頼する	依頼したい行政書士事務所	日本行政書士会連合会 行政書士検索 
相続税等について相談したい	税理士に依頼する	依頼したい税理士事務所	日本税理士会連合会 税理士検索 

●各総合支所 総合サービス課

連絡先	電話番号
小郡総合支所 総合サービス課	083-973-8134
秋穂総合支所 総合サービス課	083-984-8022
阿知須総合支所 総合サービス課	0836-65-4113
徳地総合支所 総合サービス課	0835-52-1113
阿東総合支所 総合サービス課	083-956-0794

●各地域交流センター

(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)

連絡先	電話番号
仁保地域交流センター	083-929-0411
小鯖地域交流センター	083-927-0050
大内地域交流センター	083-927-0301
宮野地域交流センター	083-928-0234
吉敷地域交流センター	083-922-0668
平川地域交流センター	083-922-0026
大歳地域交流センター	083-922-2461
陶地域交流センター	083-972-0702
鋳銭司地域交流センター	083-986-2001
名田島地域交流センター	083-972-0710
二島地域交流センター	083-987-2121
嘉川地域交流センター	083-989-2001
佐山地域交流センター	083-989-3001

●各分館 大海総合センター

連絡先	電話番号
徳地地域交流センター	島地分館 0835-54-0001
	串分館 0835-54-0222
	八坂分館 0835-56-0301
	袖野分館 0835-58-0001
阿東地域交流センター	篠生分館 083-955-0111
	生雲分館 083-954-0044
	地福分館 083-952-0301
	嘉年分館 083-958-0111
大海総合センター	083-984-2053

委任状(死亡に関する手続き用)

◆ 1. 委任する方(頼む方)

氏名 フリガナ	委任年月日 生年月日	令和 年 月 日 大昭平令西暦 年 月 日
署名 ※委任する方が本人が署名してください	印	
	日中連絡先	-

※委任する方が本人が記入してください

◆ 2. どなたを代理人にしますか(頼まる方)

山口市長様
私は下記の者を代理人として、以下(◆3)の届出及び証明書取得又はいずれかの権限を委任します。
※委任する方が本人が記入してください

氏名	（氏名） ※委任する方が本人が記入してください
住所	

◆ 3. 何を委任しますか(頼む手続きや証明書)

(氏名) の死亡に伴う以下の手続きを委任します。

住所	※住民票の除籍の請求の場合は記入してください。		
本籍	筆頭者	各 通	各 通
証明書の交付請求	※戸籍の請求の場合本籍・筆頭者を記入してください。		
○年金請求のために必要な証明書		各 通	各 通
○登記に必要な証明書(住民票・戸籍・附表)		各 通	各 通
○預金相続に必要な証明書		各 通	各 通
(提出先:		各 通	各 通
○戸籍(使用目的: ○ ○マイナンバー入りの住民票は任意代理人の方にはお渡しできません。委任する方が本人へ郵送します。 郵送料分の切手と返信用封筒をご用意ください。 ○亡くなつた方の住民票(除票)(使用目的: ○死くなつた方のマイナンバーは記載できません。1目的につき1通の発行となります。 ○その他() ○死亡届に関するすべての手続き(こちらにチェックした場合、下記のチェックは不要です。) ○年金に関する手続き ○国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き ○介護保険に関する手続き ○医療助成に関する手続き ○市税に関する手続き(市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税) ○児童手当・特別児童扶養手当の手続き ○その他()			
市役所での届出		各 通	各 通

**委任事項を必ず記入してください。
記入がない場合、代理人の方が届出や証明書の申請をすることはできません**



山口市役所

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

開庁時間：月曜～金曜日の8時30分から17時15分まで
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)



<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

2025.4 現在